

お得な!

## 家庭用ガス温水床暖房契約のお知らせ

新登場

弊社では、お客様がお気軽に、快適な温水床暖房をお使いいただけますよう、平成19年6月より『家庭用ガス温水床暖房契約』を設定いたしました。ご契約されたお客様は温水床暖房だけでなく給湯・厨房ほかすべてのガス使用に対し割安な料金が適用となります。この機会にお得な『家庭用ガス温水床暖房契約』へのご契約をお勧めいたします。

## 『家庭用ガス温水床暖房契約』はこんな契約です。

弊社管内、専用住宅の居室等でガス温水床暖房を設置しているお客様にご利用いただけます。  
(お申し込みにつきましては、裏面の「家庭用ガス温水床暖房契約」お申し込み事項をお読みください。)

## ● 料金表

## 【割引前料金】

単位：円（上段：税込 下段：税抜）

料金表区分	その他期（5月～11月検針分）			冬期（12月～4月検針分）		
	1ヶ月の ガスご使用量	基本料金 (1ヶ月あたり)	基準単位数料金 (1㎡あたり)	1ヶ月の ガスご使用量	基本料金 (1ヶ月あたり)	基準単位数料金 (1㎡あたり)
料金表A	0㎡から 25㎡まで	819.00	187.7715	0㎡から 25㎡まで	819.00	162.9600
		780.00	178.8300		780.00	155.2000
料金表B	25㎡を超え 81㎡まで	1,333.50	167.6640	25㎡を超え 70㎡まで	1,333.50	142.3800
		1,270.00	159.6800		1,270.00	135.6000
料金表C	81㎡を超え 204㎡まで	1,942.50	160.2195	70㎡を 超える場合	3,465.00	111.9300
		1,850.00	152.5900		3,300.00	106.6000
料金表D	204㎡を 超える場合	3,832.50	150.9795			
		3,650.00	143.7900			

注1：基準単位数料金は原料費調整制度により四半期ごとに調整いたします。（調整単位数料金）

注2：基本料金については小数点第2位、基準単位数料金については小数点第4位までの表示となります。

【割引制度】本契約を適用希望のお客様であって、環境性に優れた下記の機器を、熱源機としてご使用  
いただいている場合には割引種別に従い、割引制度を適用いたします。

割引種別	適用条件	用語の定義	割引率
第一種 割引	高効率給湯器（定格 給湯能力60号以下）	エネルギー源として都市ガスを使用し、潜熱を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上であり、住宅の居室に給湯を行う給湯器をいいます。	5%
第二種 割引	家庭用コージェネレ ーションシステム	都市ガスを1次エネルギーとしてガスエンジン、燃料電池等により電力、または動力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電供給システム（定格発電出力（機器容量）が1kw以上5kw以下）をいいます。	15%

## ● 料金算定方法

料金（税込） = ①割引前料金額（税抜） - ②割引額（税抜） × 消費税相当額

①割引前料金額（税抜） = 基本料金（税抜） + 単位数料金（税抜） × 使用量

②割引額（税抜） = 割引前料金額（税抜） × 割引率

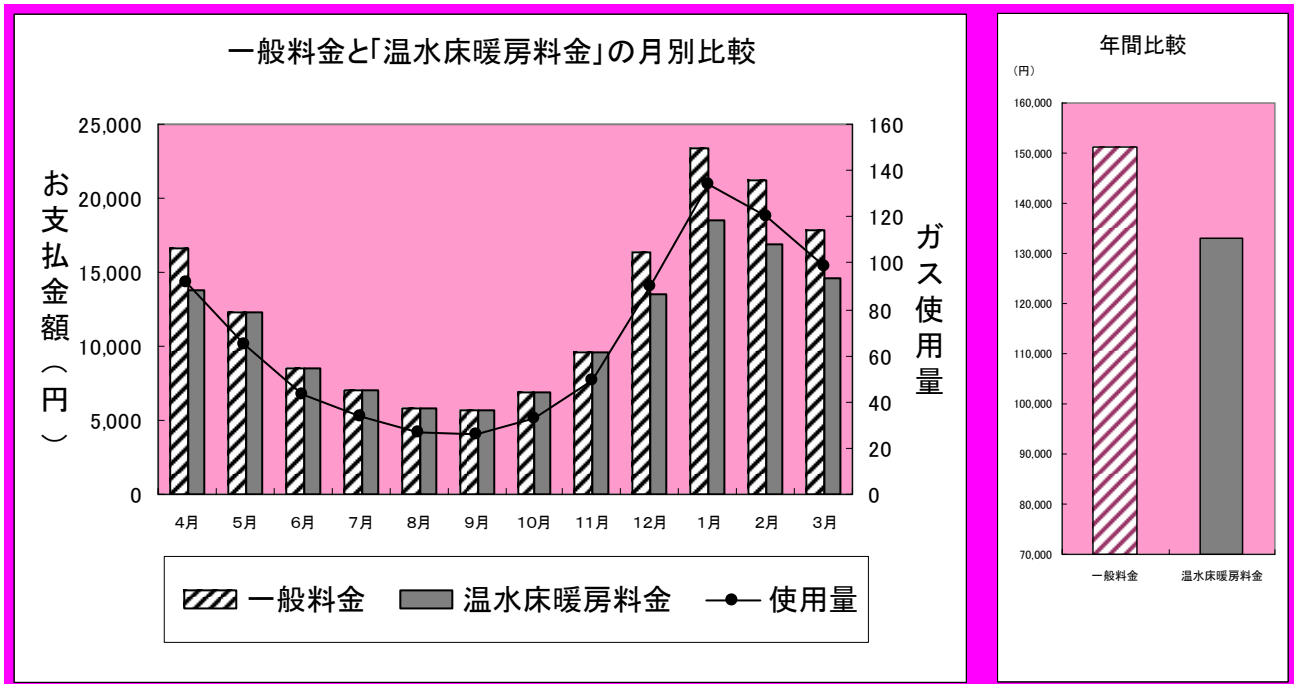
ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、割引額は0円といたします。

## 『家庭用ガス温水床暖房契約』を利用した場合

ガス温水床暖房をご利用のお客様の標準的な年間ご使用量を基準に、一般料金と『家庭用ガス温水床暖房契約』料金を比較した場合のケースプランです。

〈弊社調べ、年間使用量 812 m<sup>3</sup>、一般型給湯器（割引前料金）にて試算〉

このケースの場合は **年間約18,000円**（税込）お得になります。



### ● 『家庭用温水床暖房契約』のお申し込みについて

#### 1. お申し込みから適用まで

- 『家庭用ガス温水床暖房契約』のお申し込みにつきましては、同封の申し込み用紙に必要事項を記入の上、弊社までご連絡ください。
- 弊社が申し込み用紙を受理し、お申し込み内容を確認させていただいた後、契約成立となります。お申し込みの時期によっては、適用開始まで1~2ヶ月かかる場合がございます。

#### 2. お申し込みの際のご注意

- 『家庭用ガス温水床暖房契約』は、以下のすべての条件を満たし、お客様が適用を希望される場合に適用いたします。
  - 床暖房を以下のいずれかの条件で使用されること。
    - 専用住宅（居住の目的だけに建てられた住宅）で使用する。
    - 併用住宅（店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅）で、業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されていて、居住部分で使用する。
  - 一需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時（16号メーター）以下であること。
  - 弊社が①及び②の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾いただけること。
- 解約はお申し出によりいつでも可能ですが、解約後1年以内の再契約は出来ません。ただし、設備の変更・建物の増改築等による一時不使用は除きます。

松栄ガス株式会社 TEL0493-23-7151

〒355-0013 埼玉県東松山市小松原町17-9

詳しくは『家庭用ガス温水床暖房契約（選択約款）』をご覧ください。